

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### QI/WP 契約の定期的宣誓・免除申請期限の延長について

デロイト トーマツ税理士法人 US デスク

2024 年 1 月 5 日号

2023 年 12 月 26 日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、2024 年が期限となる QI/WP 契約で規定される定期的宣誓及び定期的検証免除申請の期限を延長すると発表した。当該契約では、定期的検証を実施し、有効な内部統制が整備されていることについて、定期的宣誓が求められている。また、一定の要件を満たす場合には、定期的検証の免除の申請が認められている。

#### 1. 定期的宣誓

2020 年 1 月 2 日から 2021 年 1 月 1 日までに契約が有効となった QI/WP 及び前回の QI/WP 定期的検証・宣誓期限が 2021 年 12 月 1 日（延長前期限：2021 年 7 月 1 日）又は 2022 年 3 月 1 日（延長前期限：2021 年 12 月 31 日）であった QI/WP は、2024 年に QI/WP 定期的検証・宣誓の期限を迎えることが想定される。宣誓対象期間は QI/WP 契約が有効となる年から完全な 3 暦年の末日又は前回の宣誓対象期間の翌日から完全な 3 暦年の末日までであるため、2024 年期限の宣誓対象期間は QI/WP 契約有効日(2020 年 1 月 2 日から 2021 年 1 月 1 日までに QI/WP 契約が有効となった場合)又は 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までである。

QI/WP は宣誓対象期間からいずれか 1 暦年を定期的検証の対象年として選択可能であり、今回公表された延長により、定期的検証対象年に 2021 年又は 2022 年を選択する場合は、宣誓期限が 2024 年 7 月 1 日から 2024 年 9 月 1 日に延長され、2023 年を選択する場合には、2024 年 12 月 31 日から 2025 年 3 月 1 日に延長となった。

また今回の延長は自動的に適用となるため、各 QI/WP が IRS に延長申請書を提出する必要はない。

#### 2. 免除申請

宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が一定額（QI は 500 万ドル、WP は 100 万ドル）を超えていないなど、一定の要件を満たす QI/WP は検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証免除申請の対象となる QI/WP も定期的宣誓は必須である。今回の公表で免除申請の対象となる QI/WP の定期的宣誓期限も延長され、当初の 2024 年 7 月 1 日から 2024 年 9 月 1 日となった。

#### 3. 宣誓の方法

各 QI/WP は、前回の宣誓時に使用した IRS のアカウントマネジメントシステム上で、宣誓を行うことが必要である。各 QI/WP は、当該アカウントマネジメントシステムについて、ログイン情報を事前に確認しておくことが推奨される。

今回公表された宣誓期限の延長に伴い、アカウントマネジメントシステム内で、宣誓を行うリンクは、2024 年の後半に有効となる見込みである。

[QI/WP/WT Applocation and Account Management System](#) (IRS ウェブサイト (英語))

## おわりに

定期的宣誓期限が延長された理由は、公表されていないが、IRS のアカウントマネジメントシステムの準備が遅れているものと推測される。ここ最近の IRS の定期的検証・検証免除申請・定期的宣誓に対する精査の厳格化も影響している可能性もあり、各 QI/WP はよりコンプライアンスを徹底することが求められる。なお、FATCA の宣誓期限の延長については公表されていないので、留意されたい。今後の IRS の公表に引き続き注意が必要である。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohatsu.co.jp">yukari.morimoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	添田 みほ子	<a href="mailto:mihoko.soeda@tohatsu.co.jp">mihoko.soeda@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301